

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制



産業競争力強化法のエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入した場合

法人税・所得税

最大10%の税額控除(*) 又は
50%の特別償却

※ 計画の認定に当たっては、計画全体（電力調達の再生可能エネルギー化など投資を必要としない脱炭素化を含む。）で炭素生産性を3年以内に7%以上向上させることが求められます。この際、炭素生産性を、10%以上向上させる計画の場合⇒10%の税額控除、7%以上向上させる計画の場合⇒5%の税額控除となります。

対象者

青色申告を行う法人、個人

対象設備

事業所の炭素生産性を1%以上向上させる
機械・装置、器具・備品、建物附属設備、構築物

農場・ハウスでの生産

- 農業用設備の効率化
- ヒートポンプ導入等



電力・燃料調達

- 太陽光発電システム導入等



工場での製造

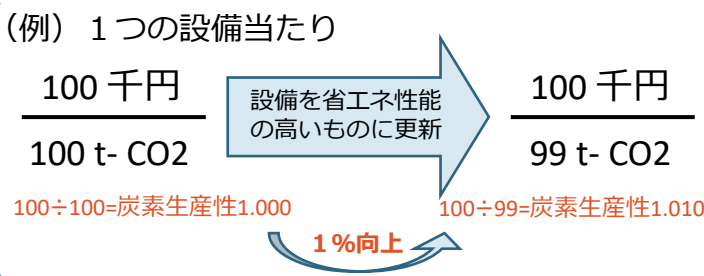
- ボイラーシステム効率化
- 廃熱回収システム導入
- ラインの処理能力向上等



炭素生産性とは？

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{事業所の付加価値額}}{\text{事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※ 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費



必要な手続き

計画書の作成

設備の取得

税務申告

実施状況報告書の提出

- ✓ エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画を作成し、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部又は環境バイオマス政策課に申請。
- ✓ 農林水産省から認定を受けた後、設備を取得。
- ✓ 税務申告に際し、計画の認定書の写し等を添付。
- ✓ 事業年度ごとに計画の実施状況を報告。

お気軽に御相談ください！！

業種

お問合せ先

電話番号

食品関連事業者 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

03-3502-8111

農林漁業者 農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

